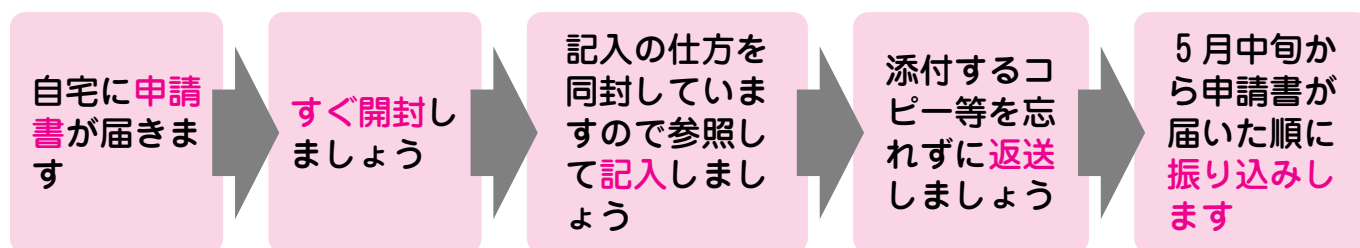


手当の申請をお願いします。

定額給付金の申請書を、**4月23日(木)**ごろ、皆さんのお手元に届くように郵送します。また、子育て応援特別手当に該当する方へも同時に申請書を郵送します。

※郵便事情により、配達日にずれが生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

給付金を受け取るには申請が必要です!!



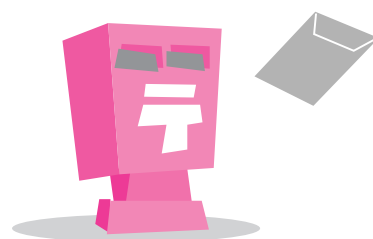
給付金を受け取るためには申請が必要です。郵送された申請書に指定する振込口座等をご記入の上、必要な書類とともに返送してください。申請書を受付次第、ご指定の口座への振り込みを順次開始します。

申請には期限があります!!

● 申請書の提出期限

平成21年10月23日(金)まで (※当日消印有効)

期限までに申請がない場合は、給付辞退の取り扱いとなります。
期限を過ぎての受付はできませんので十分ご注意ください。



● 申請方法

郵送された申請書に必要な事項をご記入の上、以下の①②③を同封の返信用封筒に入れて返送してください。

①記入済みの申請書

②申請者(世帯主)の本人確認できる書類の写し(コピー)※1

③振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し(コピー)※2,3

※1 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、年金手帳、健康保険証等。外国人の方は外国人登録証明書。※なりすまし等の不正受給を防止するため、必要となります。

※2 通帳の場合は金融機関・支店名、口座番号、口座名義人がわかる部分のみ。申請書に記載された振込口座の内容に誤りがあると、ご本人への再確認が必要となり、振込日が遅れることとなります。給付金を確実に振り込むために同封をお願いします。

※3 ゆうちょ銀行は、ほかの金融機関よりも振り込みまでの期間が長くなります。早めの振り込みを希望される方は、ゆうちょ銀行以外の金融機関をご指定ください。



● **申請者は**、世帯主ご本人となります。(定額給付金・子育て応援特別手当)

● **振り込み先の口座は**、世帯主ご本人の振込口座を指定してください。ただし、世帯主の方の口座がない場合は、同じ世帯の方であれば、世帯主以外の方の口座を指定することができます。

定額給付金・子育て応援特別

定額給付金について

平成21年2月1日現在で朝霞市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方（短期滞在・在留資格のない方は除く）に支給されます。

対象者1人につき12,000円

（ただし、平成21年2月1日において、65歳以上と18歳以下の方は、1人につき20,000円）

※65歳以上の方…昭和19年2月2日以前に出生した方
18歳以下の方…平成2年2月2日以降に出生した方



子育て応援特別手当について

平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子で、次の①②③すべてに該当する子の世帯の世帯主に支給されます。

- ①同一世帯に平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれの子が2人以上いること
- ②第2子以降の子（第1子の子は対象となりません）
- ③平成21年2月1日において住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている子

対象となる子 1人につき36,000円



金融機関名・支店名、口座番号
の記入はお間違いなく!!

5月になっても申請書が届かない場合は、ご連絡ください。

振り込み詐欺にご注意ください。

- 市や国などの職員が、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作や、手数料などの振り込みを要求することは絶対にありません。
- 定額給付金・子育て応援特別手当に関して、**口座番号など皆さんの情報を電話でお聞きすることはしていません。**
- 不審な電話があったら、あわてずご家族やご近所に相談するか、市役所や朝霞警察署（048-465-0110）にご連絡ください。



定額給付金・子育て応援特別手当に関する問い合わせ／

定額給付金事業プロジェクトチーム 内線3801～2